資　料　編

目　次

1　用語解説 ……………………………………………………………………1
2　グラフの元数値 ……………………………………………………………4
(1)　愛知県の医療費の推移……………………………………………………4
(2)　1人当たり医療費（総額）の全国比較 …………………………………4
(3)　愛知県の総人口、高齢者人口の年度推移………………………………5
(4)　1人当たり老人医療費の全国比較 ………………………………………5
(5)　1人当たり老人医療費（診療費）の全国比較 …………………………6
(6)　県内市町村における1人当たり老人医療費の状況 ……………………7
(7)　平均在院日数の全国比較…………………………………………………8
(8)　愛知県における過去5年間の平均在院日数の推移 ……………………8
(9)　1人当たり老人医療費（入院）と平均在院日数の状況 ………………9
(10)　後期高齢者人口千人当たりの療養病床数の全国比較…………………9
(11)　生活習慣病の死因別死亡割合 …………………………………………10
(12)　生活習慣病に分類される疾患の医療費 ………………………………10
(13)　メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況（男女） ……………10
(14)　愛知県の人口10万人当たりの傷病分類別入院受療率…………………11
(15)　愛知県の人口10万人当たりの傷病分類別外来受療率…………………11
(16)　人口10万人当たりの死亡率の全国比較（虚血性心疾患、脳血管疾患） ……12
(17)　人口10万人当たりの男女別年齢調整死亡率の全国比較(虚血性心疾患、脳血管疾患） …………………………………………………………………13
(18)　県内市町村別1人当たり医療費 ………………………………………14
(19)　県内市町村別1件当たり医療費 ………………………………………14
(20)　県内市町村別受診率………………………………………………………14
(21)　県内市町村別入院1人当たり医療費 …………………………………15
(22)　県内市町村別入院外1人当たり医療費 ………………………………15
(23)　1人当たり医療費の上位を占める疾病 …………………………………16
(24)　受診率の上位を占める疾病………………………………………………16
(25)　生活習慣病との関連が深い疾病の国民健康保険医療費の点数…………17
(26)　被保険者1人当たり医療費（入院外）の年齢階層毎の変化 ……………17

1　用語解説

	用　語	解　説
あ	愛知県がん対策推進計画	がん対策基本法に基づき、本県におけるがん医療の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月に策定された計画。予防と治療と研究の各分野にわたるがん対策の先進県を目指すこと、県内どこに住んでいても高度ながん医療が受けられる体制づくりを推進すること、がん患者やその家族の方々の視点に立ったがん対策を実施することを基本方針としている。
い	医療計画	昭和60年の医療法改正により都道府県において策定することが定められた計画で、本県では、昭和62年8月に策定し、以降、原則5年ごとに見直しを行ってきた。主な計画の内容は、医療圏の設定、基準病床数、医療提供体制の整備など。
	医療療養病床	医療法に規定された主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床で、医療保険適用となる病床。
	医療保険者	医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府・組合管掌健康保険、船員保険、国家公務員共済組合等、国民健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、後期高齢者医療広域連合をいう。
	一般病床	精神病床，感染症病床，結核病床，療養病床以外の病床をいう。
	医薬分業	医師、歯科医師が処方した医薬品の相互作用や重複投与を薬局において薬剤師がチェックし、患者に服薬指導や薬歴管理を行うことなどにより、医薬品の適正使用及び安全性を確保する患者主体のシステム。
	医療制度改革大綱	医療制度の構造改革を推進するにあたり、平成17年12月1日に、政府・与党医療改革協議会によりとりまとめられたもの。
	医療審議会	医療法に基づき昭和61年8月12日に設置されたもので、医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、本県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議することを目的とする。
え	エビデンス	evidence。証拠、根拠のこと。医学的には、ある治療法がある病気・怪我・症状に効果があることを示す証拠、検証結果のこと。また、医療行為において、治療法を選択する際の根拠のこと。
か	介護療養病床	医療法に規定された主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床で、介護保険適用となる病床。
	介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。
	介護保険施設	次の３施設のこと。①介護老人福祉施設：老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。②介護老人保健施設：要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行う施設。③介護療養型医療施設：介護保険法に基づき知事の指定を受けた療養病床のこと。
	患者の一部負担	被保険者が保険医療機関などで治療等を受けたときに窓口で支払う自己負担金のこと。
	回復期リハ	回復期リハビリテーションのこと。本計画書では、その病棟の病床を指す。回復期リハビリテーション病棟とは、脳血管疾患又は大腿骨頚部骨折等の患者に対して、ＡＤＬ（日常生活動作）能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションプログラムを医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等が共同して作成し、これに基づくリハビリテーションを行うための病棟のこと。
き	虚血性心疾患	動脈硬化などが原因で、心臓が働くのに必要な血液を供給する血管（冠動脈）が狭くなったり、詰まったりすると、心臓の筋肉（心筋）に酸素や栄養が行き渡らず、ポンプとしての機能が低下する。このために、胸痛や胸部圧迫感、呼吸困難などの症状を示す病気。冠動脈の血流障害（虚血）が一時的で回復が可能な狭心症と心筋の細胞が傷害され、回復が不可能な状態に至る心筋梗塞がある。
く	クラスター分析	異質なデータを含む個体（要素）をそれぞれの個体を調べて得られた多変量データをもとに類型化して、いくつかの群（クラスター）に分類する方法の総称。
け	健康日本21あいち計画	本県が国計画「健康日本21」の地方計画として、県民一人ひとりや健康関連団体等が協働して健康づくりを推進していくための取組を数値目標（目標年度：平成22年度）として平成13年3月に策定したもの。平成15年5月に健康増進法が施行されたため、この計画を同法第8条第1項の規定の「都道府県健康増進計画」と位置づけた。平成17年度には中間評価・見直しを行い、さらに、平成19年度に医療制度改革に関連する目標項目を追加するとともに、「健康日本21」に合わせ、運動期間を平成24年度まで延長した。

	用　語	解　説
け	圏域保健医療福祉推進会議	本県地域保健医療計画に定める二次医療圏又は２１世紀あいち福祉ビジョンに定める福祉圏域で実施する保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的としたもの。
	県地域保健医療計画	健康増進から在宅ケアに至る幅広い保健医療サービスを提供できる包括的な医療提供体制の確立を目指して策定された、愛知県の医療計画。
こ	国民皆保険	全ての国民が何らかの公的な医療保険制度に加入している状態。国民は健康保険（政府管掌・組合管掌等）・各種共済組合・船員保険・国民健康保険・後期高齢者医療広域連合のいずれかに加入することとなっている。
	高齢者・後期高齢者	高齢者とは、65歳以上の方のこと。また、後期高齢者とは、75歳以上の方のこと。
	国民医療費	当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したもので、正常分娩、健康診断、予防接種等に要する費用や患者が負担する入院時室料差額分（保険外負担）などは含まれない。
し	脂質異常症	血液中のＬＤＬ（悪玉）コレステロールや中性脂肪などの脂質（血清脂質）が基準より多い、またはＨＤＬ（善玉）コレステロールが基準より少ない状態。従来の「高脂血症」が名称変更されたもの。
	周産期医療	周産期とは妊娠後期から新生児早期まで（一般には妊娠満22週から出産後7日未満）のお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療を周産期医療という。周産期医療では、妊娠の異常、分娩期の異常、胎児・新生児の異常に適切に対処するため、産科・小児科その他の医療スタッフが連携し、協力する。
	循環器	心臓、動脈系、静脈系から構成される血液の循環を担う器官のこと。
	受療率	調査日に医療施設で受療した推計患者数を人口で除して人口10万対であらわした数
せ	精神病床	精神疾患を有する方を入院させるための病床
	生活習慣病	健康に害のある生活習慣を長年続けることで起こる病気。「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義され、肥満症、糖尿病、脂質異常症（高脂血症）、高血圧症、心臓病、歯周病、高尿酸血症、骨粗しょう症、がんなどが含まれる。
	積極的支援（特定保健指導における）	特定保健指導対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のともに行動計画を策定し、医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣の改善のための、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけを　３か月以上継続的に行い、６か月後に計画の策定を指導した者が、計画の進捗状況評価と計画の実績評価を行う保健指導のこと。
た	ターミナルケア	終末期医療。末期がん患者など、終末期と診断された患者に対する医療・看護・介護などのこと。積極的な延命治療を中心とするのではなく、患者の人格や家族の意思を尊重し、肉体的な痛みをやわらげ、死に対する恐怖を緩和し、残された人生の生活の質（QOL）を高めることをめざすもの。
ち	地域連携クリティカルパス	急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる診療計画表。
	中央社会保険医療協議会	厚生労働省設置法及び社会保険医療協議会法の規定により厚生労働省に設置される協議会。ほぼ2年ごとに改定される治療や検査の価格である診療報酬のほか、医療保険の給付に関する重要事項を審議し、厚生労働大臣に答申する。
	調剤薬剤費	調剤費（薬剤師による調剤費用）と薬剤費（薬そのものの費用）のこと
	地域ケア体制整備構想	療養病床の再編成を踏まえ、それぞれ法律に基づいて策定が義務づけられている「医療費適正化計画」「医療計画」「介護保険事業支援計画」について統一的、横断的な対応を図るために各都道府県が平成19年に策定するもので、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための基盤整備のための考え方及びその確保のための方策を示したもの。本構想は、上記関連計画との整合性に配慮して策定することとされており、以下の４点が盛り込まれている。①地域ケア体制の在り方及び療養病床の再編成に関する基本的事項。②地域における高齢者の介護及び見守り等についての中長期的な将来見通し（平成47年に向けた10年ごとの見通し）。③地域における高齢者の介護サービス及び住まい等の量の見込みについての短期的な見通し（平成23年度までの各年度の介護サービス等の必要量の見込み）。④平成23年度までの療養病床の転換の推進に関する事項。
	地域介護・福祉空間整備等交付金	国民が住み慣れた地域に暮らし続けることができるようにするため、各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する交付金。地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するためのもの。

	用　語	解　説
ち	地域密着型サービス	平成17年度の法改正で、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、サービス体系を見直し、新たに導入されたサービスのこと。市町村が日常生活圏ごとに必要整備量を計画に定め、サービス事業者の指定・指導監督を行うもので、原則として当該市町村の被保険者のみがサービスを利用できることになる。本サービスには、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。
	地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健の広域的な連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制の整備・構築について検討を行う協議会。
と	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査とは、高齢者の医療の確保に関する法律に定められた、40歳以上75歳未満を対象に医療保険者により実施される健康診査のこと。また、特定保健指導とは、特定健康診査の結果により階層化されて実施される保健指導のこと。
	動機づけ支援	特定保健指導対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定し、医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣の改善のための取組みに係る動議づけに関する支援を行うとともに、計画の策定を指導した者が、６か月後に計画の実績評価を行う保健指導のこと。
に	入院外	外来のこと。
	二次医療圏	医療法の規定により、都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域。愛知県は、11の二次医療圏がある。
ね	年齢調整死亡率	都道府県別に死亡数を人口で除した通常の死亡率を比較すると，各都道府県の年齢構成に差があるため，高齢者の多い都道府県では高くなり，若年者の多い都道府県では低くなる傾向がある。このような年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率のこと。
は	配食サービス	生活環境や身体状況等により食事を作ることが困難になっている高齢者に、栄養のバランスのとれた昼食を配達し、併せて安否確認を行うことによって、高齢者の生活の維持及び福祉の増進を図ることを目的とした事業。
ひ	病院報告	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握して、医療行政の基礎資料を得ることを目的に厚生労働省が実施している調査。
	ＰＤＣＡサイクル	プロジェクト（行政施策）の実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。
ほ	保険者協議会	県内の各医療保険者の代表者を構成員とし、保険者による保健事業の共同実施主体として、医療費の分析・評価、被保険者教育・指導等の保健事業等を行う団体のこと。
	ポピュレーションアプローチ	集団全体に予防介入を行うことを通じて、その集団全体におけるリスクのレベルを低下させ、集団全体での疾病予防・健康増進を図る組織的な取り組みのこと。
め	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）	内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常を重複している状態。個々の数値は高くなくても重複することにより心筋梗塞や脳卒中になる可能性が高くなる。
や	夜間対応型訪問介護	居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
り	療養病床	医療法に規定された、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床。
れ	レセプト	診療報酬明細書又は調剤報酬明細書のこと。患者に提供した医療内容又は処方内容が具体的に記載されている。

２　グラフの元数値

（1）愛知県の医療費の推移　【P4】

（単位：億円）

年度	医療費（総額）	老人医療費	老人医療費の国民医療費に占める割合
平成8年度	14,625	4,384	30.0%
平成11年度	15,450	5,294	34.3%
平成14年度	15,916	5,388	33.9%
平成17年度	17,155	5,317	31.0%

資料：厚生労働省『国民医療費』（平成8年度、平成11年度、平成14年度、平成17年度）
厚生労働省『老人医療事業年報』（平成8年度、平成11年度、平成14年度、平成17年度）

（2）１人当たり医療費（総額）の全国比較　【P4】

（単位：千円）

	都道府県	１人当たり医療費
	全国平均	259
1	高知県	344
2	長崎県	322
3	鹿児島県	318
4	大分県	316
5	北海道	315
6	徳島県	310
7	山口県	309
8	佐賀県	307
9	香川県	304
10	熊本県	302
11	福岡県	301
12	島根県	297
13	広島県	296
14	秋田県	295
15	和歌山県	293
15	愛媛県	293
17	岡山県	290
18	宮崎県	283
19	鳥取県	281
20	石川県	277
21	大阪府	276
22	青森県	269
22	富山県	269
24	福井県	267
25	京都府	266
26	福島県	263
27	岩手県	262
28	山形県	261
29	兵庫県	260
30	山梨県	255
31	新潟県	253
32	岐阜県	251
32	奈良県	251
34	三重県	248
35	東京都	244
36	宮城県	242
36	群馬県	242
36	沖縄県	242
39	長野県	241
40	愛知県	236
41	茨城県	235
42	栃木県	234
42	静岡県	234
44	滋賀県	228
45	神奈川県	222
46	千葉県	217
47	埼玉県	214

資料：厚生労働省『国民医療費』（平成17年度）

(3)愛知県の総人口、高齢者人口の年度推移 【P5】

（単位：千人）

年	愛知県総人口	65歳以上人口	（総人口に占める割合）	75歳以上人口	（総人口に占める割合）
平成17年	7,255	1,249	(17.2%)	518	(7.1%)
平成22年	7,367	1,503	(20.4%)	662	(9.0%)
平成27年	7,392	1,774	(24.0%)	810	(11.0%)
平成32年	7,359	1,889	(25.7%)	975	(13.2%)
平成37年	7,276	1,925	(26.5%)	1,153	(15.8%)
平成42年	7,152	1,984	(27.7%)	1,194	(16.7%)
平成47年	6,991	2,077	(29.7%)	1,177	(16.8%)

資料：総務省『国勢調査』（平成17年）
国立社会保障・人口問題研究所『都道府県別の将来推計人口』（平成19年5月推計）

(4)1人当たり老人医療費の全国比較 【P6】

（単位：円）

	都道府県	1人当たり老人医療費
	全国平均	821,403
1	福岡県	1,019,650
2	北海道	1,001,110
3	高知県	958,267
4	大阪府	957,743
5	長崎県	944,440
6	広島県	935,563
7	沖縄県	918,828
8	佐賀県	915,370
9	鹿児島県	899,530
10	京都府	898,709
11	大分県	887,601
12	熊本県	887,101
13	石川県	880,608
14	山口県	869,150
15	香川県	865,827
16	岡山県	853,358
17	兵庫県	838,112
18	東京都	819,834
19	愛媛県	813,630
20	徳島県	813,568
21	愛知県	812,369
22	和歌山県	807,744
23	奈良県	802,521
24	宮崎県	800,823
25	福井県	800,434
26	滋賀県	779,963
27	富山県	779,596
28	鳥取県	779,529
29	埼玉県	773,832
30	島根県	763,848
31	神奈川県	762,934
32	福島県	758,368
33	宮城県	757,851
34	岐阜県	755,321
35	秋田県	754,065
36	群馬県	739,639
37	青森県	736,947
38	山梨県	732,378
39	三重県	717,386
40	茨城県	715,446
41	千葉県	713,452
42	栃木県	711,800
43	静岡県	709,284
44	岩手県	698,074
45	山形県	695,675
46	新潟県	686,532
47	長野県	672,853

資料：厚生労働省『老人医療事業年報』（平成17年度）

(5)１人当たり老人医療費(診療費)の全国比較 【P6】

（単位：円）

	都道府県	入院	入院外	歯科	総数	入院（全国平均との差）	入院外（全国平均との差）	歯科（全国平均との差）	総数（全国平均との差）
	全国平均	405,905	377,413	27,176	810,494	−	−	−	−
1	福岡県	565,356	408,375	36,215	1,009,945	159,451	30,962	9,038	199,451
2	北海道	572,884	393,057	27,353	993,293	166,979	15,644	176	182,799
3	高知県	568,231	359,280	24,723	952,235	162,327	−18,133	−2,453	141,741
4	長崎県	513,333	397,499	26,419	937,252	107,429	20,086	−757	126,758
5	広島県	443,214	450,673	35,217	929,104	37,309	73,260	8,041	118,610
6	大阪府	436,184	448,270	40,677	925,131	30,279	70,857	13,501	114,637
7	沖縄県	576,575	321,060	17,620	915,255	170,670	−56,353	−9,557	104,761
8	佐賀県	492,578	386,550	29,618	908,746	86,673	9,137	2,442	98,252
9	鹿児島県	517,829	356,311	18,129	892,269	111,924	−21,102	−9,047	81,775
10	大分県	493,304	366,649	22,635	882,588	87,400	−10,764	−4,542	72,094
11	熊本県	498,177	360,221	23,686	882,084	92,273	−17,192	−3,491	71,590
12	京都府	457,008	398,361	26,478	881,847	51,103	20,948	−698	71,353
13	石川県	495,582	355,280	20,077	870,938	89,677	−22,133	−7,099	60,444
14	山口県	473,355	367,097	23,109	863,560	67,450	−10,316	−4,068	53,066
15	香川県	437,003	391,758	28,037	856,798	31,098	14,345	861	46,304
16	岡山県	452,016	369,383	26,577	847,976	46,112	−8,030	−599	37,482
17	兵庫県	390,278	406,670	30,995	827,943	−15,627	29,257	3,818	17,449
18	愛媛県	424,795	360,778	23,378	808,950	18,890	−16,635	−3,799	−1,544
19	徳島県	417,815	362,416	24,749	804,980	11,910	−14,997	−2,428	−5,514
20	東京都	363,097	404,634	33,647	801,378	−42,808	27,222	6,471	−9,116
21	愛知県	371,320	396,787	29,783	797,890	−34,585	19,374	2,607	−12,604
22	宮崎県	411,838	360,892	21,427	794,157	5,933	−16,521	−5,750	−16,337
23	福井県	433,658	337,860	20,165	791,683	27,753	−39,553	−7,011	−18,811
24	奈良県	377,066	386,239	27,415	790,720	−28,839	8,826	238	−19,774
25	和歌山県	382,128	379,985	25,225	787,339	−23,777	2,572	−1,951	−23,155
26	鳥取県	407,748	344,643	24,098	776,489	1,844	−32,770	−3,079	−34,005
27	滋賀県	392,391	356,567	21,909	770,867	−13,513	−20,846	−5,267	−39,627
28	富山県	432,668	315,438	19,600	767,706	26,763	−61,975	−7,576	−42,788
29	埼玉県	367,742	367,024	26,341	761,107	−38,162	−10,389	−836	−49,387
30	島根県	398,020	342,119	20,553	760,692	−7,885	−35,294	−6,623	−49,803
31	福島県	373,767	357,185	21,252	752,203	−32,138	−20,228	−5,925	−58,291
32	宮城県	355,263	373,914	22,917	752,094	−50,642	−3,499	−4,259	−58,400
33	神奈川県	335,854	382,076	32,082	750,012	−70,050	4,663	4,905	−60,482
34	秋田県	373,920	355,698	19,570	749,188	−31,985	−21,715	−7,606	−61,306
35	岐阜県	337,030	379,331	26,488	742,849	−68,875	1,919	−688	−67,645
36	群馬県	378,807	331,225	20,756	730,789	−27,097	−46,188	−6,420	−79,705
37	青森県	354,888	358,903	16,745	730,537	−51,016	−18,510	−10,431	−79,957
38	山梨県	364,014	336,703	23,152	723,869	−41,891	−40,709	−4,025	−86,625
39	三重県	334,805	354,404	22,017	711,227	−71,100	−23,008	−5,159	−99,267
40	茨城県	338,340	350,285	20,829	709,454	−67,565	−27,128	−6,347	−101,040
41	栃木県	332,537	350,037	21,180	703,754	−73,367	−27,376	−5,996	−106,740
42	千葉県	329,257	347,850	26,439	703,545	−76,648	−29,563	−738	−106,949
43	静岡県	317,709	358,406	24,844	700,960	−88,195	−19,006	−2,333	−109,534
44	岩手県	343,674	329,841	20,993	694,508	−62,230	−47,572	−6,184	−115,986
45	山形県	335,405	334,041	21,050	690,496	−70,500	−43,372	−6,126	−119,998
46	新潟県	319,738	335,797	25,085	680,620	−86,166	−41,616	−2,091	−129,874
47	長野県	316,001	328,160	21,321	665,482	−89,903	−49,253	−5,856	−145,012

資料：厚生労働省『老人医療事業年報』（平成17年度）
（注）診療費とは、老人医療費の内、老人訪問看護を受けた場合に支払われる費用及び補装具の支給、柔道整復師の施術を受けた場合等に支払われる費用を除いたもの。

（6）県内市町村における1人当たり老人医療費の状況 【P7】

（単位：円）

		医療費計	入院 （食事療養含む）	入院外 （薬剤の支給含む）
	愛知県平均	768,107	371,320	396,787
1	音羽町	862,671	437,442	425,229
2	甚目寺町	861,544	439,686	421,858
3	大治町	851,113	388,361	462,752
4	名古屋市	834,981	409,701	425,280
5	小坂井町	827,193	431,920	395,273
6	東海市	823,012	449,843	373,169
7	日進市	822,536	396,185	426,351
8	刈谷市	821,692	437,643	384,049
9	武豊町	811,332	368,725	442,608
10	瀬戸市	800,447	403,300	397,147
11	扶桑町	793,927	371,816	422,111
12	大口町	793,801	402,896	390,905
13	七宝町	787,979	398,536	389,443
14	犬山市	786,973	363,512	423,461
15	豊明市	786,103	395,488	390,615
16	東郷町	783,633	396,513	387,121
17	豊川市	782,184	371,320	410,864
18	尾張旭市	779,967	373,164	406,804
19	一宮市	778,814	392,478	386,335
20	小牧市	774,590	362,926	411,664
21	知立市	769,870	396,660	373,210
22	春日井市	767,583	357,939	409,645
23	美浜町	764,154	382,511	381,642
24	春日町	762,695	341,221	421,474
25	北名古屋市	761,532	373,563	387,969
26	江南市	754,846	353,846	401,000
27	蟹江町	753,931	350,535	403,396
28	東浦町	752,030	358,166	393,864
29	三好町	742,216	380,242	361,974
30	美和町	741,115	344,648	396,467
31	阿久比町	740,138	321,405	418,733
32	豊橋市	736,472	360,790	375,682
33	大府市	732,943	369,743	363,200
34	長久手町	730,142	328,532	401,610
35	豊田市	721,977	355,992	365,985
36	清須市	721,790	339,113	382,678
37	知多市	719,967	339,743	380,224
38	岡崎市	712,733	340,233	372,500
39	高浜市	711,151	344,324	366,828
40	蒲郡市	706,419	347,089	359,330
41	岩倉市	705,583	294,801	410,783
42	稲沢市	703,848	340,149	363,699
43	御津町	703,753	326,569	377,184
44	南知多町	703,663	328,294	375,369
45	幸田町	698,065	345,881	352,184
46	津島市	696,928	335,329	361,600
47	半田市	693,402	280,100	413,302
48	安城市	692,264	315,660	376,603
49	十四山村	689,109	345,264	343,846
50	西尾市	686,322	328,214	358,109
51	豊山町	684,894	299,739	385,155
52	愛西市	683,420	317,764	365,656
53	碧南市	683,195	307,402	375,793
54	弥富町	675,145	273,995	401,150
55	常滑市	657,771	290,935	366,836
56	田原市	647,862	278,318	369,545
57	一色町	626,368	274,485	351,883
58	幡豆町	620,194	265,034	355,160
59	吉良町	618,090	261,438	356,652
60	東栄町	607,082	302,114	304,969
61	飛島村	604,662	279,160	325,503
62	新城市	570,595	248,086	322,509
63	設楽町	538,675	223,157	315,517
64	豊根村	399,356	157,924	241,432

資料：厚生労働省『老人医療事業年報』（平成17年度）

(7)平均在院日数の全国比較 【P8～10】

総数

(単位:日)

	都道府県	
	全国平均	34.7
1	高知県	54.5
2	佐賀県	52.5
3	鹿児島県	50.5
4	山口県	49.3
5	徳島県	48.7
6	熊本県	47.0
7	長崎県	45.0
8	宮崎県	44.5
9	福岡県	42.9
10	北海道	40.7
11	愛媛県	39.5
12	富山県	39.0
13	石川県	38.9
14	広島県	38.3
15	大分県	37.6
16	沖縄県	37.5
17	岩手県	37.1
18	青森県	36.8
19	秋田県	36.5
20	栃木県	36.4
21	福島県	36.0
21	和歌山県	36.0
23	山梨県	35.4
24	埼玉県	35.3
25	京都府	35.2
26	新潟県	35.1
26	福井県	35.1
28	三重県	35.0
29	島根県	34.9
30	鳥取県	34.8
31	香川県	34.5
32	茨城県	33.6
33	岡山県	33.5
34	群馬県	32.9
34	奈良県	32.9
36	兵庫県	32.4
37	千葉県	32.1
38	大阪府	32.0
39	静岡県	31.9
40	滋賀県	29.6
41	宮城県	29.4
41	山形県	29.4
41	愛知県	29.4
44	岐阜県	29.0
45	神奈川県	27.3
46	東京都	27.1
47	長野県	26.7

総数(介護療養病床を除く)

(単位:日)

	都道府県	
	全国平均	32.2
1	佐賀県	48.5
2	鹿児島県	47.7
3	高知県	46.4
4	徳島県	43.2
5	山口県	42.8
6	長崎県	42.4
7	熊本県	42.1
8	宮崎県	40.5
9	福岡県	39.6
10	北海道	37.1
11	沖縄県	36.3
12	大分県	36.1
13	愛媛県	35.9
14	岩手県	35.5
15	秋田県	35.3
15	石川県	35.3
17	青森県	35.1
18	福島県	35.0
19	栃木県	34.9
20	山梨県	34.8
20	広島県	34.8
22	和歌山県	34.2
23	鳥取県	33.9
24	埼玉県	33.3
25	富山県	33.2
26	三重県	32.9
27	福井県	32.8
28	香川県	32.7
29	島根県	32.6
30	新潟県	32.1
30	岡山県	32.1
32	茨城県	31.9
33	京都府	31.3
34	群馬県	31.2
35	奈良県	30.5
36	千葉県	30.4
37	兵庫県	30.0
38	大阪府	29.6
39	宮城県	29.0
40	山形県	28.9
41	静岡県	28.8
42	岐阜県	27.5
42	滋賀県	27.5
44	愛知県	27.4
45	神奈川県	25.5
46	東京都	25.4
47	長野県	25.0

一般病床

(単位:日)

	都道府県	
	全国平均	19.2
1	佐賀県	22.7
2	和歌山県	22.6
2	高知県	22.6
4	青森県	22.1
5	鹿児島県	21.9
6	岩手県	21.5
6	秋田県	21.5
6	京都府	21.5
6	徳島県	21.5
6	愛媛県	21.5
6	大分県	21.5
12	長崎県	21.4
13	山口県	21.3
13	熊本県	21.3
15	宮崎県	21.2
16	鳥取県	21.0
16	岡山県	21.0
18	北海道	20.8
18	石川県	20.8
20	福岡県	20.6
21	福島県	20.5
21	福井県	20.5
23	香川県	20.4
24	奈良県	20.3
25	栃木県	20.0
25	新潟県	20.0
27	山梨県	19.9
27	広島県	19.9
29	島根県	19.8
30	茨城県	19.2
30	富山県	19.2
32	群馬県	19.1
32	三重県	19.1
34	埼玉県	18.8
34	滋賀県	18.8
36	宮城県	18.7
36	山形県	18.7
36	大阪府	18.7
39	兵庫県	18.5
39	沖縄県	18.5
41	岐阜県	18.1
42	千葉県	18.0
43	愛知県	17.4
44	東京都	17.1
45	神奈川県	17.0
46	長野県	16.9
46	静岡県	16.9

療養病床

(単位:日)

	都道府県	
	全国平均	171.4
1	富山県	282.6
2	秋田県	230.1
3	沖縄県	225.2
4	山口県	223.2
5	北海道	223.1
6	神奈川県	221.5
7	埼玉県	206.0
8	千葉県	197.6
9	東京都	196.1
10	静岡県	195.6
11	石川県	193.4
12	香川県	189.0
12	高知県	189.0
14	大阪府	186.2
15	福岡県	178.4
16	奈良県	175.4
17	京都府	174.8
17	熊本県	174.8
19	茨城県	173.1
20	岩手県	169.6
21	滋賀県	167.0
22	新潟県	166.7
23	栃木県	165.8
24	福島県	165.3
25	兵庫県	165.0
26	愛知県	162.2
27	徳島県	161.0
28	宮崎県	156.2
29	愛媛県	155.5
30	和歌山県	152.8
31	広島県	151.7
32	長崎県	146.1
33	島根県	143.0
34	鹿児島県	140.5
35	三重県	136.8
36	山梨県	135.3
37	佐賀県	133.8
38	青森県	130.2
39	岐阜県	129.7
40	岡山県	127.9
41	大分県	125.7
42	福井県	120.0
43	群馬県	114.8
44	山形県	110.0
45	鳥取県	101.8
46	長野県	99.7
47	宮城県	95.5

精神病床

(単位:日)

	都道府県	
	全国平均	320.3
1	鹿児島県	522.2
2	徳島県	446.9
3	茨城県	432.7
4	佐賀県	399.5
5	和歌山県	397.1
6	長崎県	396.0
7	宮崎県	394.2
8	大分県	394.1
9	山口県	393.5
10	香川県	391.2
11	兵庫県	387.9
12	栃木県	382.0
13	福島県	370.9
14	福岡県	360.9
15	京都府	349.8
16	群馬県	348.3
17	愛媛県	346.0
18	富山県	345.8
19	千葉県	342.5
20	石川県	339.3
21	新潟県	337.2
22	埼玉県	334.1
23	岩手県	325.8
24	愛知県	325.6
25	宮城県	324.9
26	熊本県	321.7
27	奈良県	321.4
28	岐阜県	318.7
29	沖縄県	307.4
30	山梨県	307.3
31	広島県	307.2
32	北海道	304.0
32	三重県	304.0
34	静岡県	302.3
35	鳥取県	296.6
36	滋賀県	292.9
37	秋田県	285.1
38	青森県	282.0
39	大阪府	277.2
40	神奈川県	271.0
41	山形県	264.7
42	長野県	262.6
43	岡山県	254.6
44	島根県	254.1
45	福井県	251.0
46	東京都	235.2
47	高知県	227.4

資料:厚生労働省『病院報告』(平成18年)

(8)愛知県における過去5年間の平均在院日数の推移 【P10】

(単位:日)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全病床	32.2	31.4	31.0	30.3	29.4
療養病床	168.4	160.4	157.9	160.5	162.2
一般病床	20.2	19.1	18.6	18.1	17.4
精神病床	395.1	377.0	361.0	348.0	325.6

資料:厚生労働省『病院報告』(平成14年、平成15年、平成16年、平成17年、平成18年)

(9)1人当たり老人医療費（入院）と平均在院日数の状況　【P11】

都道府県	1人当たり老人医療費（入院）（単位：円）	平均在院日数（単位：日）
北海道	525,238	41.8
青森県	326,399	37.6
岩手県	313,955	38.3
宮城県	328,336	30.7
秋田県	344,590	37.5
山形県	310,003	30.1
福島県	343,125	36.4
茨城県	311,922	34.5
栃木県	305,201	37.5
群馬県	348,188	33.7
埼玉県	338,857	36.1
千葉県	304,224	33.1
東京都	337,067	27.8
神奈川県	312,312	28.4
新潟県	295,557	35.7
富山県	396,094	40.9
石川県	451,972	40.2
福井県	397,510	36.8
山梨県	334,706	36.0
長野県	293,139	27.3
岐阜県	312,526	29.4
静岡県	293,782	32.2
愛知県	343,620	30.3
三重県	307,598	35.7
滋賀県	363,246	30.3
京都府	422,383	36.5
大阪府	402,402	33.2
兵庫県	360,139	33.2
奈良県	348,883	33.9
和歌山県	350,329	37.8
鳥取県	375,014	36.6
島根県	365,957	35.4
岡山県	414,041	35.1
広島県	404,774	39.6
山口県	428,741	51.2
徳島県	379,645	50.5
香川県	399,651	35.1
愛媛県	389,697	40.4
高知県	514,882	55.4
福岡県	513,592	44.2
佐賀県	445,315	53.9
長崎県	465,638	46.7
熊本県	449,329	48.6
大分県	450,232	38.8
宮崎県	372,968	45.4
鹿児島県	467,280	52.4
沖縄県	525,062	39.3

資料：厚生労働省『病院報告』（平成17年）
　　　厚生労働省『老人医療事業年報』（平成17年度）

(10)後期高齢者人口千人当たりの療養病床数の全国比較　【P12】

（単位：床）

	都道府県	
	全国平均	30.9
1	高知県	76.5
2	山口県	55.8
3	福岡県	53.2
4	北海道	53.1
5	熊本県	50.9
6	徳島県	50.5
7	佐賀県	50.0
8	鹿児島県	48.0
9	沖縄県	45.0
10	石川県	43.5
11	富山県	42.2
12	長崎県	40.3
13	広島県	38.2
14	大阪府	37.5
15	宮崎県	33.8
16	愛媛県	33.3
17	埼玉県	32.4
18	静岡県	31.6
19	兵庫県	29.7
19	福井県	29.7
21	京都府	29.0
22	奈良県	27.1
23	愛知県	26.8
24	島根県	26.1
25	山梨県	25.9
26	群馬県	25.8
26	岡山県	25.8
28	栃木県	25.3
29	三重県	25.0
30	和歌山県	24.7
31	大分県	24.6
32	千葉県	23.9
33	鳥取県	23.7
34	香川県	23.6
35	滋賀県	22.9
36	茨城県	22.1
37	東京都	21.3
38	新潟県	21.2
39	神奈川県	20.9
40	青森県	20.7
41	岩手県	19.4
42	福島県	18.7
43	秋田県	18.5
44	岐阜県	17.0
45	宮城県	15.7
46	長野県	14.3
47	山形県	12.1

資料：厚生労働省『病院報告』（平成17年）
　　　総務省『国勢調査』（平成17年）